



Q 固定資産税を納める人
は誰ですか。

Q 土地の評価は見直します
か。

A 土地、建物（家屋）および償却資産（事業で用いる機械や器具、備品など）が固定資産税の対象となります。

Q 固定資産税の対象となる資産は何ですか。

A 土地、建物（家屋）および償却資産（事業で用いる機械や器具、備品など）が固定資産税の対象となります。



A 今年は評価替えの3年目にあたることから、土地



Q 土地の評価は見直します
か。

土地 : 30万円、**家屋 :** 20万円、
償却資産 : 150万円

土地 : 30万円、**家屋 :** 20万円、
償却資産 : 150万円

Q 固定資産税を納める人
は誰ですか。

Q 都市計画事業（道路や公園、下水道の整備など）
や土地区画整理事業に必要な費用に充てるために目的税として課税されるものです。

Q 都市計画税を納める人
は誰ですか。

A 都市計画区域内のうち、条例で定められた区域に所在する土地（山林や原野を除く）や家屋を1月1日現在に所有している方です。

Q 昨年12月に古い住宅を取り壊し、そのあと駐車場にしたところ、土地の固定資産税が高くなつたのはなぜですか。

Q 土地の評価は見直します
か。

土地 : 30万円、**家屋 :** 20万円、
償却資産 : 150万円

土地 : 30万円、**家屋 :** 20万円、
償却資産 : 150万円

Q 共有名義で所有する固定資産はどのように課税されるのですか。

Q 平成25年に住宅を新築しましたが、今年度分から急に固定資産税が高くなつたのはなぜですか。

A 新築の一般住宅は住宅建築の促進を図るために3年間の減額制度があり、そのため固定資産税が減額されますが、減額期間が終了した4年目（平成29年度）からは本来の税額となるため昨年と比べ高くなつたのです。

Q 固定資産の所有者が死に課税されるのですか。

Q 土地の評価は見直します
か。

土地 : 30万円、**家屋 :** 20万円、
償却資産 : 150万円

土地 : 30万円、**家屋 :** 20万円、
償却資産 : 150万円

A 共有者の中から代表者を決めていただき、その代表者宛てに納稅通知書を送付します。なお、共有代表者を変更する場合は届け出してください。

Q 所持する土地や家屋の内容や価格に疑問がありますが、どうすればよいですか。

Q 税金はどのように納めたらよいですか。

土地 : 30万円、**家屋 :** 20万円、
償却資産 : 150万円

土地 : 30万円、**家屋 :** 20万円、
償却資産 : 150万円

A 窓口納付用の納稅通知書には納付書が同封されていますので、最寄りの金融機関や郵便局、コンビニエンスストアで納めることができます（詳しくは納付書の裏面をご覧ください）。口座振替をご希望の場合は、納稅通知書と預金通帳、銀行印を持参いただき、取扱金融機関の窓口でお申込みください。

教えて！ 固定資産税・都市計画税

固定資産税・都市計画税の納稅通知書を5月1日に発送しました。これらの税金の質問にお答えします。



A 原則として土地、家屋および償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます）を今年の1月1日現在に市内に所有されている方です。したがって、今年の1月2日以後に売買契約が済んでいても、または家屋を取り壊されていても、今年の1月1日時点の所有者に納稅義務があります。なお、登記されていない家屋の所有者変更は税務課まで届け出してください。

地の評価は据え置くことが原則ですが、地価の下落が認められ価格を据え置くことが適当ではないと判断した宅地などについてでは、価格の修正を行っています。

A 家屋の評価額は平成27年度の価格を据え置いています。次回の評価替え（平成30年度）では、国の評価基準により、損耗の状況や建築物価の変動分をもとにして評価の見直しを行います。

Q 家屋の評価は見直しますか。

在では住宅用地に認定されなくなり、特例措置が受けられなくなつたためです。

A 宅地のうち住宅用地については、その税負担を軽減するための特例措置が設けられています。税額が高くなつたのは、住宅用の家屋が取り壊されたために、1月1日現

在では住宅用地に認定されなくなり、特例措置が受けられなくなつたためです。

のなかから代表者を決めていたとき、納稅通知書はその代表者宛てに送付します。

なお、相続放棄などをされた場合は、税務課までご連絡ください。

Q 所持する土地や家屋の内容や価格に疑問がありますが、どうすればよいですか。

A まずは税務課にお問い合わせください。また、納稅者とその代理人に限り、帳簿により他の資産の価格と比較することができます。縦覧を5月31日（水）まで行っています。

A

まずは税務課にお問い合わせください。

Q

合わせください。また、

A

納稅者とその代理人に限り、帳

Q

簿により他の資産の価格と比

A

較することができます。縦覧を5月31日（水）まで行っています。

Q

まずは税務課にお問い合わせください。

A

合わせください。また、

Q

納稅者とその代理人に限り、帳

A

簿により他の資産の価格と比

Q

較することができます。縦覧を5月31日（水）まで行っています。

A

まずは税務課にお問い合わせください。

Q

合わせください。また、

A

納稅者とその代理人に限り、帳

Q

簿により他の資産の価格と比

A

較することができます。縦覧を5月31日（水）まで行っています。

Q

まずは税務課にお問い合わせください。

A

合わせください。また、

Q

納稅者とその代理人に限り、帳

A

簿により他の資産の価格と比

Q

較することができます。縦覧を5月31日（水）まで行っています。

A

まずは税務課にお問い合わせください。

Q

合わせください。また、

A

納稅者とその代理人に限り、帳

Q

簿により他の資産の価格と比

A

較することができます。縦覧を5月31日（水）まで行っています。

Q

まずは税務課にお問い合わせください。

A

合わせください。また、

Q

納稅者とその代理人に限り、帳

A

簿により他の資産の価格と比

Q

較することができます。縦覧を5月31日（水）まで行っています。

A

まずは税務課にお問い合わせください。

Q

合わせください。また、

A

納稅者とその代理人に限り、帳

Q

簿により他の資産の価格と比

A

較することができます。縦覧を5月31日（水）まで行っています。

Q

まずは税務課にお問い合わせください。

A

合わせください。また、

Q

納稅者とその代理人に限り、帳

A

簿により他の資産の価格と比

Q

較することができます。縦覧を5月31日（水）まで行っています。

A

まずは税務課にお問い合わせください。

Q

合わせください。また、

A

納稅者とその代理人に限り、帳

Q

簿により他の資産の価格と比

A

較することができます。縦覧を5月31日（水）まで行っています。

Q

まずは税務課にお問い合わせください。

A

合わせください。また、

Q

納稅者とその代理人に限り、帳

A

簿により他の資産の価格と比

Q

較することができます。縦覧を5月31日（水）まで行っています。

A

まずは税務課にお問い合わせください。

Q

合わせください。また、

A

納稅者とその代理人に限り、帳

Q

簿により他の資産の価格と比

A

較することができます。縦覧を5月31日（水）まで行っています。

Q

まずは税務課にお問い合わせください。

A

合わせください。また、

Q

納稅者とその代理人に限り、帳

A

簿により他の資産の価格と比

Q

較することができます。縦覧を5月31日（水）まで行っています。

A

まずは税務課にお問い合わせください。

Q

合わせください。また、

A

納稅者とその代理人に限り、帳

Q

簿により他の資産の価格と比

A

較することができます。縦覧を5月31日（水）まで行っています。

Q

まずは税務課にお問い合わせください。

A

合わせください。また、

Q

納稅者とその代理人に限り、帳

A

簿により他の資産の価格と比

Q

較することができます。縦覧を5月31日（水）まで行っています。

A

まずは税務課にお問い合わせください。

Q

合わせください。また、

A

納稅者とその代理人に限り、帳

Q

簿により他の資産の価格と比

A

較することができます。縦覧を5月31日（水）まで行っています。

Q

まずは税務課にお問い合わせください。

A

合わせください。また、

Q

納稅者とその代理人に限り、帳

A

簿により他の資産の価格と比

Q

較することができます。縦覧を5月31日（水）まで行っています。

A

まずは税務課にお問い合わせください。

Q

合わせください。また、

A

納稅者とその代理人に限り、帳

Q

簿により他の資産の価格と比

A

較することができます。縦覧を5月31日（水）まで行っています。

Q

まずは税務課にお問い合わせください。

A

合わせください。また、

Q

納稅者とその代理人に限り、帳

A

簿により他の資産の価格と比

Q

較することができます。縦覧を5月31日（水）まで行っています。

A

まずは税務課にお問い合わせください。

Q

合わせください。また、

A

納稅者とその代理人に限り、帳

Q

簿により他の資産の価格と比

A

較することができます。縦覧を5月31日（水）まで行っています。

Q

まずは税務課にお問い合わせください。